鈴鹿市社会福祉センター改修工事

図 面 目 録

図面番号	図面名称
A-1	建築特記仕様書 （1）
A-2	建築特記仕様書 （2）
A-3	建築特記仕様書 （3）
A-4	付近見取図・配置図
A-5	1階仮設計画図・仮設間仕切参考図
A-6	2階仮設計画図・竪樋改修位置図・仮設間仕切参考図
A-7	屋根伏図・立上り詳細図・既設高架水槽架台詳細図・電線架台詳細図
A-8	2階大広間撤去平面図・2階大広間撤去展開図
A-9	2階大広間改修平面図・2階大広間改修展開図
A-10	各断面詳細図①
A-11	各断面詳細図②
E-1	照明・誘導灯設備平面図

建 築 ・設 備 工 事 特 記 仕 様 書 （ 平 成 30 年 版)(Ver.30.05)

工 事 概 要

1 工事名　鈴鹿市社会福祉センター改修工事

2 工事場所　鈴鹿市　神戸地子町383-1
用途地域　準工業地域
防火地域　指定なし(法第22条区域内)

3 敷地面積　(少数点第3位以下切捨)　[4,561.00 m^2]
建築面積　(少数点第3位以下切捨)　[既設建物 m^2]　[増築建物 m^2]　[新設建物 m^2]　[延べ面積 1,459.22 m^2]
延床面積　(少数点第3位以下切捨)　[既設建物 m^2]　[増築建物 m^2]　[新設建物 m^2]　[延べ面積 2,206.17 m^2]
構造・階数　RC造　2階建

4 施工条件
(1) 工事期間は,事前協議のうえ工事を行うこと。
(2) 工事期間中は,入館者の安全を十分に考慮すること。また,付近住民への防音･防塵･防振に対して細心の注意をすること。
(3) 工事用出入口と施設利用者出入口が重複するため,資材搬入等の車両通行時には安全に十分配慮すること。
(4) 既存建物,既存工作物及び隣地に危害を与えないよう,必要に応じて保護施設をし,関係者の承諾を得て適切な処理を行うこと。
(5) 荷上用揚重機の設置場所は,監督職員と協議のうえ決定すること。
(6) 昇降用足場の位置は,監督職員と協議のうえ決定すること。
(7) 昇降用足場の周囲にガードフェンスを設置し,入館者等が足場内に侵入しないよう安全に十分配慮すること。
(8) 内部工事の着手については,12月1日以降とする。
(9) 防水工事において高圧配線部の施工を行う際は，電気主任技術者と協議を行い，館を停電させる必要がある場合は，土・日又は休館日に施工するものとし，発注者と日程調整を行うこと。

5 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は,国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「標準仕様書」という)による。
ただし,改修工事を含む場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)」(以下「改修標準仕様書」という)も適用する。
また,解体工事を含む場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説(平成24年版)」(以下「解体共通仕様書」という)も適用する。
標準仕様書,改修標準仕様書及び解体共通仕様書を総称して,標準仕様書等という。
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は,電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

6 特記仕様
(1) 項目は，■ 印の付いたものを適用する。ただし,□ 印の付いたものは適用しない。
(2) 特記事項は，※ 印の付いたものを適用する。
(3) 特記事項に記載の(. .)内の表示番号は標準仕様書の当該番号を,(表 . .)内の表示番号は標準仕様書の当該番号を示す。
(4) 特記事項に記載の[改 . .]内の表示番号は改修標準仕様書の当該番号を,[改表 . .]内の表示番号は改修標準仕様書の当該番号を示す。
(5) 特記事項に記載の〈解 . . 〉内の表示番号は解体共通仕様書の当該番号を,〈解表 . . 〉内の表示番号は解体共通仕様書の当該番号を示す。
(6) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(平成12年法律第100号　以下「グリーン購入法」という)の特定調達品目を示す。積極的に採用するよう努めること。

	項　目	特　記　事　項	
1 一般共通事項	□ 主任技術者	受注者は下記の ※ 印いずれかに該当する主任技術者を専任で配置すること。 (主任技術者は現場代理人を兼ねることができる) ・ 一級建築施工管理技士(または一級建築士) ・ 二級建築施工管理技士[　　](または二級建築士)かつ実務経験10年以上 ・ 二級建築施工管理技士[　　](または二級建築士) ・ 建築工事に関する10年以上の実務経験者 ・ 建築技術者	
	■ 危険・危害の防止	既存建物,既存工作物並びに地下埋設物及び隣地等に危害を与えないよう工事着手前に調査を行い,必要に応じて保護施設をし,監督職員及び関係者の承諾を受けて適切な処置をすること。 万一損害が生じた場合は,速やかに応急の手当又は復旧工事を監督職員の指示により行なうこと。 これに要した費用は受注者の負担とする。 必要な箇所には安全柵等を仮設計画図面により監督職員の承諾を受けて設けること。	
	■ 不当介入を受けた場合の措置	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について (1)受注者は暴力団関係者による不当介入を受けた場合は,断固としてこれを拒否するとともに,不当介入があった時点で速やかに三重県鈴鹿警察署(以下「警察署」という。)に通報を行うとともに,捜査上必要な協力を行うこと。 (2)(1)により警察署に通報を行うと共に,捜査上必要な協力を行った場合には,速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員関係者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は,発注者と協議を行うこと。	
	■ 個人情報の保護	受注者は,個人情報を取り扱う事務を行う場合には,「個人情報の保護に関する法律」及び「社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会個人情報保護規定」を遵守しなければならない。	
	■ 施工計画・工程表	工事の施工にあたり,あらかじめ総合施工計画書,各工事施工計画書及び実施工程表を作成し監督職員の承諾を受けて工事に着手し,これに基づき順序よく施工する。	
	■ 下請負業者	受注者は,工事に先立ち,部分下請負通知書を監督職員に提出し,承諾を受けてから施工及び製作を行なうこと。 又,下請負業者の選定及び資材購入に際し,出来る限り市内業者を優先させること。 下請負業者に対して指導,助言,援助を行い的確な施工に努めること。	
	■ 官公署その他への届出手続等	工事の着手,施工,完成に必要な届出手続等は全て受注者の責任としてその費用は受注者の負担とする。なお,各種手続一覧表作成の上,事前に提出し監督職員の承諾を受けること。	(1.1.3)
	■ 工事実績情報の登録(請負代金額が500万円以上の工事)	(1) 受注者は登録内容について,あらかじめ監督職員の確認を受けたのちに,次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行うこと。 ただし，期間には，鈴鹿市社会福祉センター休館日は含まない。 ① 工事受注時　契約締結後15日以内 ② 登録内容の変更時　変更契約締結後15日以内 ③ 工事完成時　工事完成後15日以内 なお,変更登録は,工期,技術者等に変更が生じた場合に行うものとする。 (2) 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を,監督職員に提出する。 なお,変更時と工事完成時の間が15日に満たない場合は,変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。	(1.1.4)〈解1.1.4〉

1 一般共通事項	■ 提出書類及び提出期限	提出書類は原則としてA版で各2部とする。ただし，工事記録写真，完成写真，保証書を除く。 ※ 実施工程表　契約後 ※ 部分下請負通知書　契約後 ・ 工事日報 ※ 工事記録写真 ※ 総合施工計画書　工事着手前 ※ 施工計画書　工事着手前 ※ 施工図･製作図等　工事着手前 ・ 各検査報告(監督職員,工事監理者,受注者,完了)　各検査後 ※ 完成写真　完成時 ※ 保証書(工事目的物引渡日を起算日とする)　引渡日迄 ・ 保全に関する資料　竣工検査日迄 ・ 竣工図及び施工図 ・ 竣工原図　(ﾄﾚｰｼﾝｸﾞﾍﾟｰﾊﾟｰを2つ折図面ﾌｧｲﾙに入れて提出)　1 部 ・ 竣工図　(A1版2つ折り製本)　2 部 ・ 縮小竣工図　(A3版2つ折り製本)　1 部 ・ 施工図　(A1版2つ折り製本)　1 部 ・ CADﾃﾞｰﾀ　(CD-R)　1 部 竣工図は,設計図CADﾃﾞｰﾀを訂正し作成すること。また,あらかじめ監理者の確認を受けて提出を行う。竣工図CADﾃﾞｰﾀはｳｲﾙｽﾁｪｯｸを行い,dwg.形式,dxf.形式又はjww.形式で提出する。 (ﾃﾞｰﾀ形式を交換する場合は交換・共有に支障ないことを確認し,交換前のﾃﾞｰﾀもあわせて提出する。) ただし,施工図CADﾃﾞｰﾀの提出については,監督職員の指示による。 また,これらの著作権にかかる使用権は発注者に委譲するものとする。 ・ 月間報告 実施工程表(マスター工程に着色),検査実施日一覧,進捗状況(廃棄物処理状況を含む),出来高実績,全景写真,内部写真 ・ 施工体制台帳（施工体系図共）　工事着手前 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に準拠する。	(1.2.1) (1.2.4) (1.2.2) (1.2.2) (1.2.3) (1.4.4) (1.7.1) (1.7.3) (1.7.2) (1.1.5)
	■ 適用基準等	※ 建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	
	■ 工事記録写真の撮影	工事記録写真を撮影し,1組提出する。 営繕工事写真撮影要領(平成28年度版)に準拠する。 ※ 印刷品質が鮮明であれば,A4用紙への印刷でも可とする。　※ 普通紙　・ 印画紙 ・ フォルダを作成し,画像ファイルを整理し,ウイルスチェックのうえ,CD-Rにて提出すること。	(1.2.4)
	■ 発生材の処理	全て構外に搬出し,建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法),資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法),廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法),その他関係法令等によるほか,建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理し,監督職員に報告する。 発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。　(8　建設廃棄物参照) ・ 発注者に引渡しを要するもの　(　　) ・ 特別管理産業廃棄物　(　　,処理方法　　) ・ 再利用を図るもの　(　　) ※ 再資源化を図るもの　(特定建設資材)　(1.3.11) 〈解1.3.10〉	
	■ 喫煙の禁止	原則として,工事現場敷地内においては,喫煙できないものとする。	
	■ 施工中の環境保全等	(1) 低騒音型･低振動型建設機械指定要領に基づき指定された建設機械をできる限り使用する。 (2) 排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械をできる限り使用する。 (3) 工事期間中は,付近住民の安全を充分に考慮し,近隣住宅への防音,防塵,防振に対しては細心の注意をして仮設計画についても事前に監督職員と協議する。	(1.3.10)
	■ 整理清掃	工事現場は常に整理清掃し,竣工前には付近整地及び建物内清掃を行うものとする。	(1.3.13)
	■ 道路清掃	周辺道路等を汚損した場合は速やかに清掃補修すること。又,工事使用場所は,原型に復すること。	
	■ 建築材料等	(1)本工事に使用する材料は,あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (2)特定のものが特記された場合,設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。 (3)「評価名簿による」と特記されたものについては,(社)公共建築協会編集・発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　建築材料評価名簿(最新版)」によるほか,これと同等のものとする。 また,同上評価事業の評価を受けたものを使用する場合は,評価書の写しを監督職員に提出し,その確認を持って,品質・性能の確認があったものとすることができる。 名簿に記載なきものは,JIS規格があるものは,JIS規格に適合するものを採用すること。 (4)「JIS製品規格」と特記されたものは,JISマーク表示製品を採用すること。 なお,JISマーク非表示のJIS適合品については,JIS規格適合の資料を提出すること。 (5)建築材料等の製造所を一覧表にし,監督職員に提出すること。	
	■ 化学物質を放散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は,設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし,次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板,木質系フローリング,構造用パネル,集成材,単板積層材,MDF,パーティクルボード,その他の木質建材,ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は,ホルムアルデヒドを放散しないか,放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材,緩衝材,断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか,放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブジル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキチルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し,ホルムアルデヒド,トルエン,キシレン,エチルベンゼンを放散しないか,放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は,ホルムアルデヒド,トルエン,キシレン,エチルベンゼンを放散しないか,放散が極めて少ないものとする。 (5) (1),(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具,書架,実験台,その他什器等は,ホルムアルデヒドを放散しないか,放散が極めて少ないものとする。 什器等は,ホルムアルデヒドを放散しないか,放散が極めて少ないものとする。 また,設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は,次のとおりとする。 規制対象外 ① JIS及びJASのF☆☆☆☆適合品 ② 建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 (a) 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 (b) 接着剤等不使用 (c) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 (d) ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 (e) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 (f) 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用	
	■ 技能士	職種別に可能なものについては積極的に活用すること。 技能士資格を取得している場合は,その資格証の写しを提出すること。	

1 一般共通事項

■ 火災保険等

工事請負契約約款第53条第1項の規定に基づき，工事目的物等に付する火災保険等は下記によるもとする。
⑴ 保険の種類は，次のいずれかとする。
① 普通火災保険
② 建設工事保険
なお，解体工事については請負業者賠償責任保険とする。
⑵ 保険の対象は，当初請負代金額が500万円以上とする。また当初請負金額が500万円未満で，増額により請負代金額が500万円以上になった場合は，保険の対象とする。
ただし，普通火災保険の場合は，地業工事，土工事及び地中埋設物等で火災の恐れのない部分については，付保する対象から除外することができる。また，改修工事等での既設部分は保険契約の対象としない。
また，中間金を請求する場合，出来高検査前までに建設工事保険の火災保険部分及び普通火災保険は，出来高相当金額について，被保険者を「受注者」から「社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 会長」に変更する。
⑶ 保険期間等
保険期間は工事着工の日から工期後14日(引渡日が工期後14日を越える場合は工事目的物引渡の日)までとする。当初請負金額の増額が行われた場合，又は工期を延長した場合は直ちに加入変更の処置を講ずるものとする。
⑷ 被保険者は，原則として受注者とする。
⑸ 保険証書の写しの提出
受注者は，保険契約(変更契約を含む)の都度，保険証等の写しを監督職員に提出するものとする。
ただし，年間総括契約をしている場合は，監督職員の承諾を得ること。

■ 建設業退職金共済制度の取扱い

受注者は，請負代金額500万円以上の工事について，建設業退職金共済制度に関し，工事請負契約(当該工事に従事する労働者の増員が予想される変更契約を含む)の締結後1ヶ月以内に(共済証紙を追加購入した場合は速やかに)，建設業退職金共済証紙購入報告書及び証紙購入額の算出方法を監督職員に提出しなければならない。

■ 特別な材料の工法

標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は，材料製造所の指定する工法とする。

■ 化学物質の室内濃度測定 (1.5.9)

・ 学校施設	・ ホルムアルデヒド	・ トルエン	・ キシレン
	・ エチルベンゼン	・ スチレン	・ パラジクロロベンゼン
※ その他施設	・ ホルムアルデヒド	・ トルエン	・ キシレン
	・ エチルベンゼン	・ スチレン	・

※ 化学物質の室内濃度測定結果等報告書 (※ 作成する 部数: 1 部 ・ 作成しない)
※ 着工前の測定 ※ 行う ・ 行わない
・ 学校施設については，「学校環境衛生の基準」(平成21年4月1日改定)に基づき検査を行うこと。
※ 「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」(国営整第4号)に基づき検査を行うこと。
※ 測定個所 ・ 図示
※ 監督職員の指示する箇所 (大広間 3箇所)
測定方法及び分析方法 アクティブ法又はパッシブ法
・ 検査実施機関及び検査時期は監督職員と協議を行い，承諾を受けること。
なお，測定の結果基準値を上回った場合は受注者の負担で再測定を行う。

■ 受注者の責任

受注者は設計図書に明示されていない事項であっても，本工事の施工上当然必要なものについては，受注者の責任において施工すること。

□ その他

2 仮設工事

■ 工事用水

構内既存の施設 ・ 利用できない (改廃を含み全て受注者負担とする)
※ 利用できる (・ 有償 ※ 無償)
・ 工事用水については，敷地内メーター以降にサブメーターを取付け毎月使用量を監督職員に報告すること。

■ 工事用電力

構内既存の施設 ・ 利用できない (改廃を含み全て受注者負担とする)
※ 利用できる (・ 有償 ※ 無償)

■ 仮囲い

・ 波形亜鉛鉄板 (・ 塗装無し ・ ペイント仕上げ 高さ(m) ・ 1.8 ・)
・ 成形鋼板 (・ 塗装無し ・ ペイント仕上げ 高さ(m) ・ 2.0 ・ 3.0)
※ 工事用移動フェンス 高さ(m) ※ 1.8 ・
・ A型バリケード
・ 建物内部木製間仕切合板貼

■ 昇降用足場

・ 手すり先行工法 (2.2.4)

■ 仮設計画書

建物位置と敷地との相対関係，搬出入方法と敷地内外の条件，足場の危険防止，衛生，安全計画等の書類を作成し監督職員の承諾を受けること。 (2.2.4)

■ 任意仮設

設計図書に記載なき場合は，任意仮設として取り扱う。

■ その他

※ 1階 仮設間仕切りには「避難誘導の表示」をすること。
(避難誘導の表示例文：非常の際には，この壁を破って避難できます。)

3 防水工事

■ 塗膜防水 (9.5.2～4)

種別	材料	仕上塗料塗り	施工箇所及び備考	
・ X-1	ウレタン系	・ シルバー	仕上塗料使用量	(kg/m²) (9.5.3)
・ X-2		・ カラー	仕上塗料使用量	(kg/m²) (9.5.4)
・ Y-1	ゴムアスファルト系		地下外壁防水	(表9.5.1)
・ Y-2			・絶縁用シート (・ 適用する ・適用しない)	
			・保護コンクリート又は保護モルタル (・ 適用する ・適用しない)	(表9.5.2)
※	アクリルゴム系	・シルバー ・カラー		
・				

脱気装置 ・ 設ける 材質 ( ) 設置数量 (箇所/m²)
※ 設けない
製造所：
※ 高圧電線BOX下部の施工については，4 施工条件(9)による。

■ 保証書

保証書は受注者，防水施工業者及び製造所の連名で提出すること。

防水の種類	保証期間
・ アスファルト防水	※ 保証期間10年とする。 保証書：工事目的物引渡日を起算日とする。
・ 合成高分子系ルーフィングシート防水	
※ 塗膜防水	
・ ケイ酸質系塗布防水	

■ シーリング (9.7.2)

JIS製品規格 下表以外は，表9.7.1による (表9.7.1)

種類	材種	施工箇所
・ SR-1	シリコーン系	
・ SR-2	シリコーン系	
・ MS-2	変成シリコーン系	
・ PS-2	ポリサルファイド系	
※ PU-2	ポリウレタン系	高圧電線BOX架台足廻り

接着性試験(外部に面するシーリング材)
・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 (9.7.5)

□ その他

4 木工事

■ 表面仕上げ (12.1.4)

※ A種 (生地のまま又は透明塗料塗りの場合) ・ B種 ・ C種

■ 木材の品質 (12.2.1)

種別	含水率
※ 下地材	・ A種 ・ B種
※ 造作材	・ A種 ・ B種

(表12.2.1)

■ 製材 (12.2.1)

「製材の日本農林規格」による製材

	樹種・寸法・形状	等級	含水率
下地用針葉樹製材	※ 図示	二等	
造作用針葉樹製材	※ 図示	上小節	
広葉樹製材	・ 図示		

「製材の日本農林規格」以外の製材
樹種，寸法，材面の品質，防虫処理，難燃処理及び含水率 ・ 図示
造作材の材面の品質 ・ A種 ・
樹種

部位	樹種	県産材

・ 代用樹種の使用 ・ 禁止する ・ 禁止しない

5 屋根及びとい工事

■ ルーフドレン (13.5.2)

材種 ・ 鋳鉄製 ・ ステンレス製 ※ 改修用ルーフドレン (表13.5.2)

6 金属工事

■ 軽量鉄骨壁下地 (14.5.3)

スタッド及びランナーの種類 ・ 50型 ※ 65型 ・ 90型 ・ 100型 (表14.5.1)
JIS製品規格
スタッドの高さが5.0mを超える場合のスタッド，ランナー等の種類 ・ 図示

7 左官工事

■ モルタル塗りの材料 (15.2.2)

吸収調整材

全固形分(%)	吸水量(l)	接着強度(N/mm²)	界面破断率(%)
表示値±1.0	30分で1g以下	0.98以上	50以下

均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
防水剤(防水モルタル塗りの混入剤)
防水剤の種類 建築用のモルタルに用いるセメント防水剤

混合割合	凝結時間	曲げ及び圧縮強度比	吸水比	透水比
セメント重量の5%以下	JIS R 5201の試験において 始発 1時間以上 終結 10時間以内	70%以上	95%以下	80%以下

膨張性のひび割れ及びそりがないこと。
既製目地材の適用及び形状 ・ 図示
外壁タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない
床目地の設置 ・ 図示
製造所 評価名簿による

8 建具工事

■ 鋼製軽量建具

品質規格
※ 建築工事標準仕様書による。
・ 製造所標準仕様による。
簡易気密型ドアセット ドアセット性能値 ・ 気密性 A-3 (16.5.2)
・ 適用する (適用箇所は建具表による) ・ 適用しない
防音ドアセット，サッシ ・ 図示
断熱ドアセット，サッシ ・ 図示
耐震ドアセット，サッシ ・ 図示
ビニル被覆鋼板 ・ 適用する ・ 適用しない
カラー鋼板 ・ 適用する ・ 適用しない
鋼板類の厚さ ・ 標仕 表16.5.1による又は図示 (表16.5.1)
有効開口幅950mm又は有効高さ2400mmを超える場合 ・ 図示 (16.5.4)
製造所 評価名簿による

■ 自閉式上吊り引戸装置 (16.10.2～3)

性能等 ※ 標準仕様書表16.10.1による
・ 製造所標準仕様による
製造所 評価名簿による

9 内装工事

■ 材料

JIS製品規格

■ 接着剤

接着剤のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆　(19.2.2)(19.3.3)(19.8.2)

■ ビニル幅木張り

厚さ(mm)　※ 1.5　・
高さ(mm)　※ 60　・ 75　・ 100　・ 350　(19.2.2)

■ ビニル床シート張り
G

種類	色柄	厚さ(mm)	仕上	工法	備考
※ FS	※ 柄物 ・ 無地 ・ マーブル柄	※ 2.0 ・ 2.5	・ 防滑 ※ 平滑	※ 熱溶接 ・ 突付け	大広間 柄物は木目柄とする

(19.2.2)
(19.2.3)

■ せっこうボード
その他ボード
及び合板張り

種類	記号	厚さ(mm),規格等	備考
※ せっこうボード	GB-R	・ 9.5　(不燃) ※ 9.5　(準不燃) ・ 12.5　(不燃)	
※ 強化せっこうボード	GB-F	※ 12.5　(不燃) ・ 15　(不燃) ・	

(19.7.2)
(表19.7.1)

合板類,繊維板,及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量　(表19.6.1)
※ F☆☆☆☆,非ホルムアルデヒド系接着剤使用並びに非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材　(19.7.2)
・ アクリル系シーリング材　・ ジョイントコンパウンド

工法　(19.7.3)
下地の種類　※ 軽量鉄骨　・ 木造　・ その他　(　　)
合板類の張付け　・ A種　・ B種
せっこうボードの目地工法の種類と適用箇所　・ 継目処理　(　　)　(表19.7.5)
※ 突付け　(　　)
・ 目透し　(　　)

■ 壁紙張り

壁紙の種類					防火性能の級別	施工箇所
紙	織物	ビニル	化学繊維	無機質		
・	・	※ AA級	・	・ AA級	※ 不燃　・ 準不燃	
・	・	・	・	・	・ 不燃　・ 準不燃	
・	・	・	・	・	・ 不燃　・ 準不燃	
・	・	・	・	・	・ 不燃　・ 準不燃	

(19.8.2)

素地ごしらえ　モルタル,プラスター面　・ A種　・ B種　(表18.2.4)
せっこうボード面　・ A種　※ B種　(表19.2.7)
ホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。　(19.8.2)

10 建設廃棄物

■ 種類

種類		品目
産業廃棄物	がれき類	工作物の除去(解体)にともなって生じたコンクリート破片,レンガ,かわら等の破片,アスファルト破片等
	木くず	建設業に係わるもので,工作物の除去にともなって排出される木くず(木造家屋等解体材)
	汚泥	含水率が高く粒子が微細で,泥状のもので廃ベントナイト汚水,泥状土等
	廃油	重機等の交換廃潤滑油,廃アスファルト等
	廃プラスチック類	廃合成樹脂建材,廃発泡スチロール等,梱包材,廃シート
	金属くず	鉄骨・鉄筋くず,金属加工くず,足場パイプ,鉛管,鉛板,廃プリント配線板,鉛蓄電池の電極等
	ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず,がれき類	ガラスくず,グラスウール,タイル,衛生陶器くず,耐火レンガ,モルタル,瓦,コンクリートくず(工作物除去),廃石膏ボード
	紙くず	包装材,ダンボール,壁紙くず,障子
	繊維くず	廃ウエス,ロープ類,畳,じゅうたん

■ 施工計画書等

施工計画書には,以下の書類を添付すること。　〈解1.2.2〉
※ 処分委託契約書の写し
※ 処分許可証の写し
・ 搬出ルート図
・ 各廃棄物処分フローチャート

■ 廃棄物の処理報告

廃棄物処理報告書には,以下の書類を添付すること。　〈解1.2.3〉
※ マニフェストA票,D票若しくはE票の写し
(D票若しくはE票が提出できない場合はB2票の写し及び「後日E票を提出する旨の誓約書」を提出すること)
・ マニフェスト集計表
※ 搬入,搬出状況写真
・ 処理状況写真
ただし,電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合はこの限りではない。
また,改修工事等において廃材量が少量の場合は,監督職員の指示による。

□ 分解解体等及び再資源化等の計画

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく書式の計画書等を監督職員に提出する。
・ 建築物の解体(80m^{2}以上)
・ 建築物の新築・増築(500m^{2}以上)
・ 建築物の修繕・模様替(請負金額1億円以上)

■ 再資源化等の処理

再資源化を行う建設廃棄物は,コンクリート塊,アスファルト・コンクリート塊,建設発生材木材とする。
中間処理施設及び再資源化施設　〈解4.4.1〉
処理業者は,廃棄物処理及び清掃に関する法律　第14条許可業者とする。
処理施設は,廃棄物処理及び清掃に関する法律　第15条許可施設とする。

■ 最終処分する建設廃棄物及び最終処分場及び処分方法

最終処分を行う建設廃棄物は,コンクリート塊,アスファルト・コンクリート塊,建設発生材木材以外の産業廃棄物とする。最終処分業者は,廃棄物処理及び清掃に関する法律　第14条許可業者とする。　〈解4.4.4〉
最終処分場は,廃棄物処理及び清掃に関する法律　第15条許可施設とする。

□ その他

11 設備工事

■ 工事用電力　構内既存の施設　※利用できる　(　無償　)

■ 工事用水　構内既存の施設　※利用できる　(　無償　)

■ 官公庁その他手続き

※　工事の着工，施工，完成に必要な手続きは全て受注者の責任とし，その費用は受注者の負担とする。
なお，各種手続き一覧表を作成の上，事前に提出し監督職員の承諾を受けること。

■ 電気工事士

・　500kw以上の需要設備工事は，500kw未満の自家用電気工作物の電気工事資格区分に基づいて施工すること。

■ 発生材の処理等

※　建築工事特記仕様書「10　建設廃棄物」による。

■ 電気方式

幹線　※　単相三線式　210/105V
分岐　※　単相二線式　105V

■ コンセント

壁付けコンセント2口

■ 誘導灯

※　壁付け式（なお，消防への手続きは，全て受注者とし，立会いを含む費用についても，受注者の負担とする。）

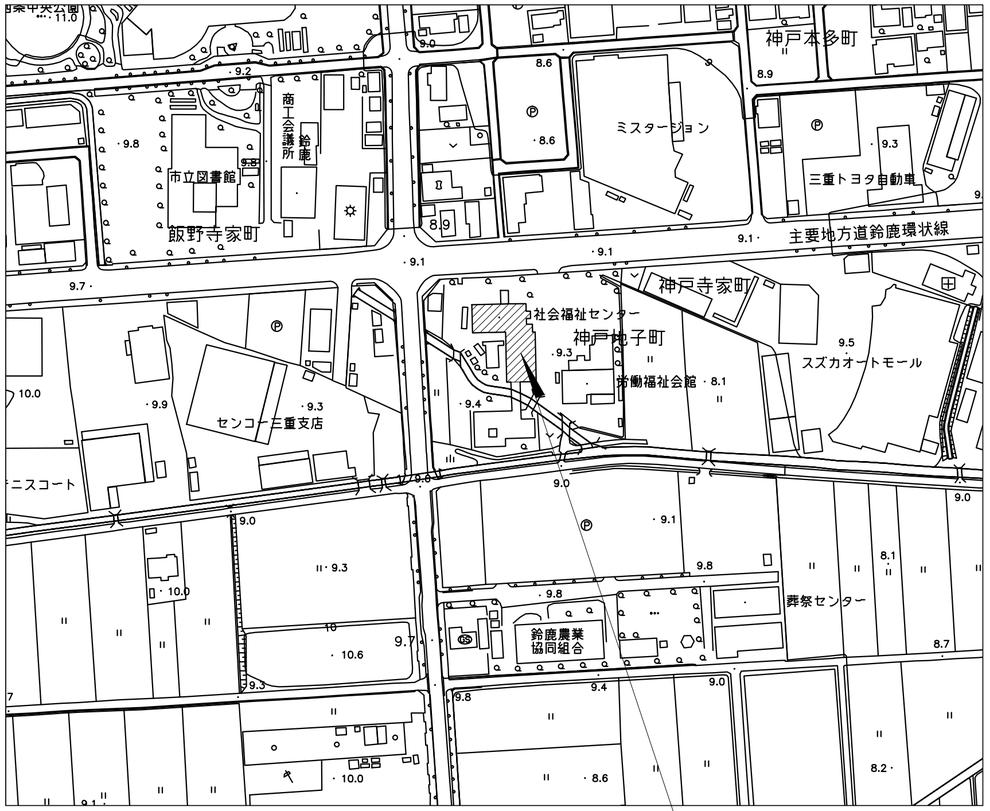

付近見取図

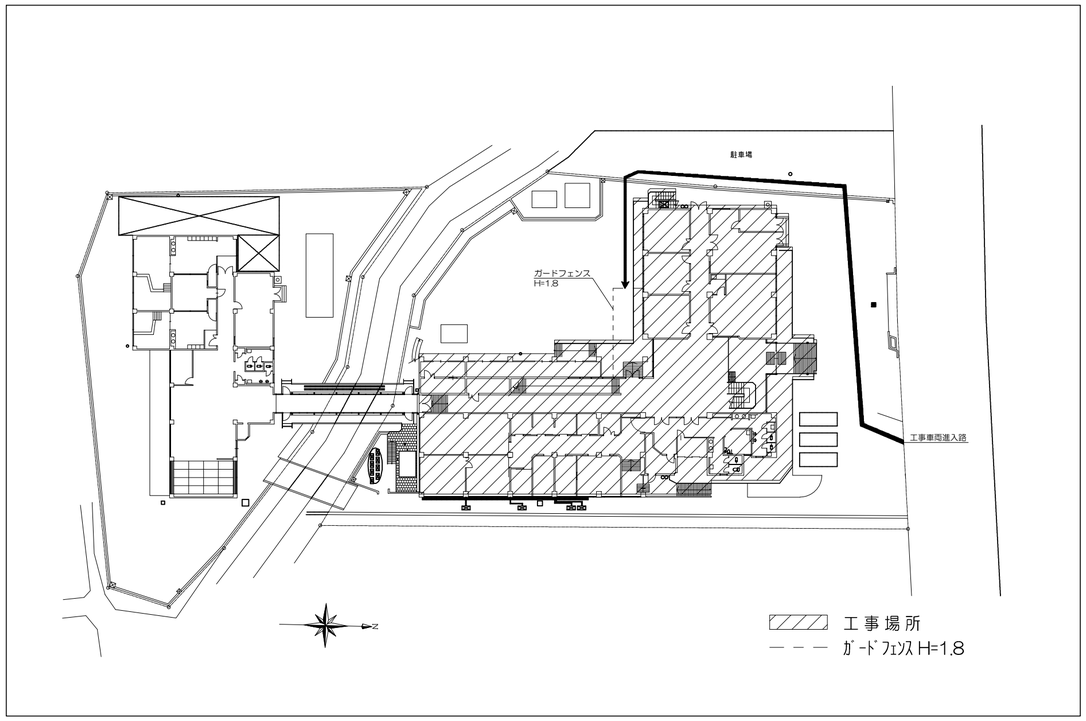

配　置　図

〈Title〉	〈Drawing Name〉	〈Scale〉	〈Year〉	〈No〉
鈴鹿市社会福祉センター改修工事	付近見取図・配　置　図		平成30年度	A-4

仮設間仕切り参考図による
・縦材，横材ともに 杉　45×45 @900とする。
・ラワン合板 t＝9 （W=450）は，仮設間仕切壁下地位置に
合わせて配置する。（上，下枠の間にパッキンを入れる。）
・仮設間仕切りの計画については，監督職員の承諾を得ること。

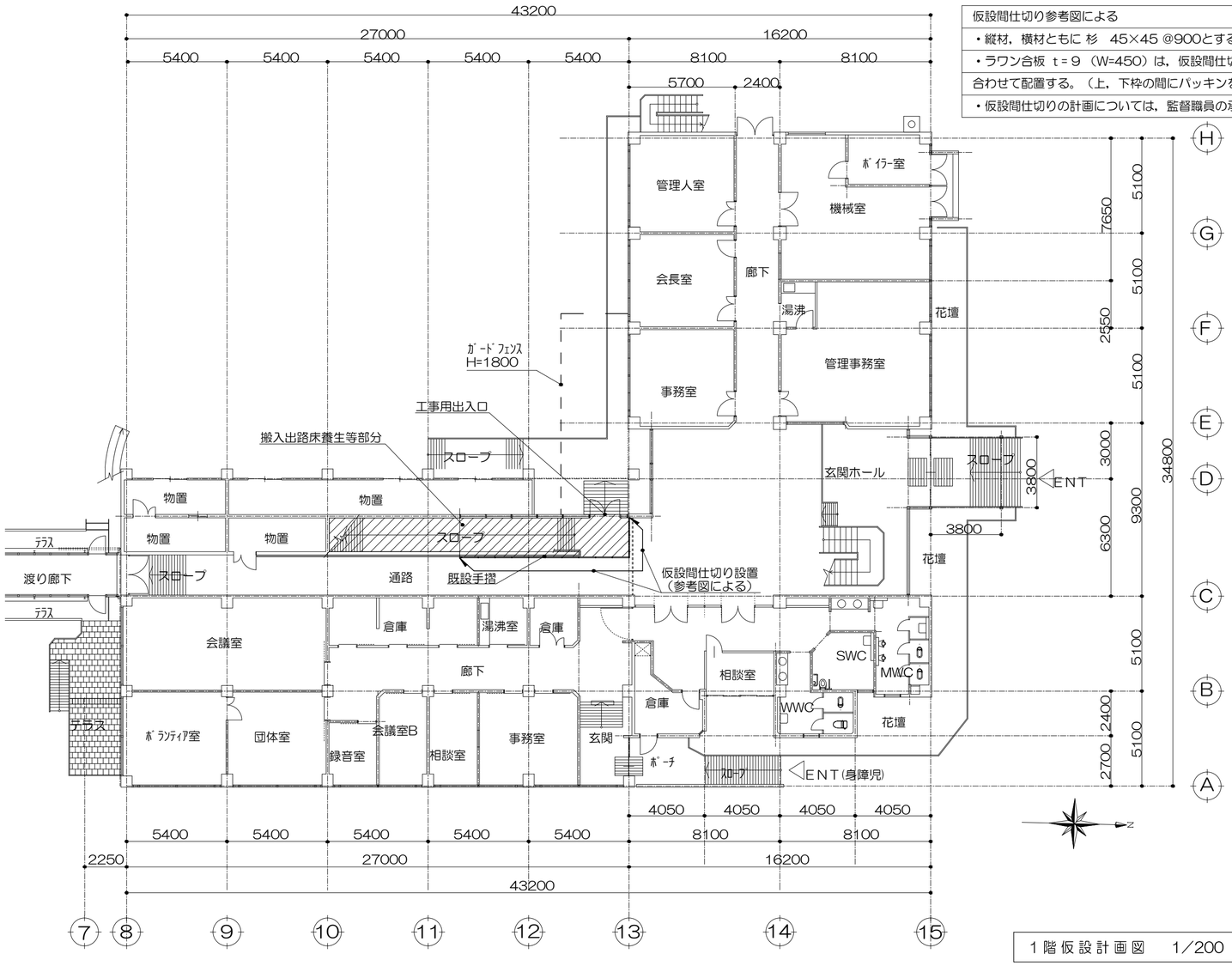

1階仮設計画図　1/200

仮設間仕切り　参考図（1/100）

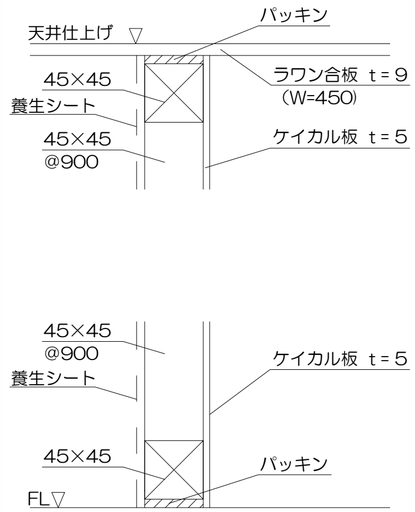

※仮設間仕切には「避難誘導の表示」をすること。
（避難誘導の表示例文：非常の際には，この壁を破って隣戸へ避難できます。）

〈Title〉	〈Drawing Name〉	〈Scale〉	〈Year〉	〈No〉
鈴鹿市社会福祉センター改修工事	1階仮設計画図 仮設間仕切 参考図		平成30年度	A-5

仮設間仕切り参考図による
・縦材，横材ともに 杉　45×45 @900とする。
・ラワン合板 t＝9（W=450）は，仮設間仕切壁下地位置に
合わせて配置する。（上，下枠の間にパッキンを入れる。）
・仮設間仕切りの計画については，監督職員の承諾を得ること。

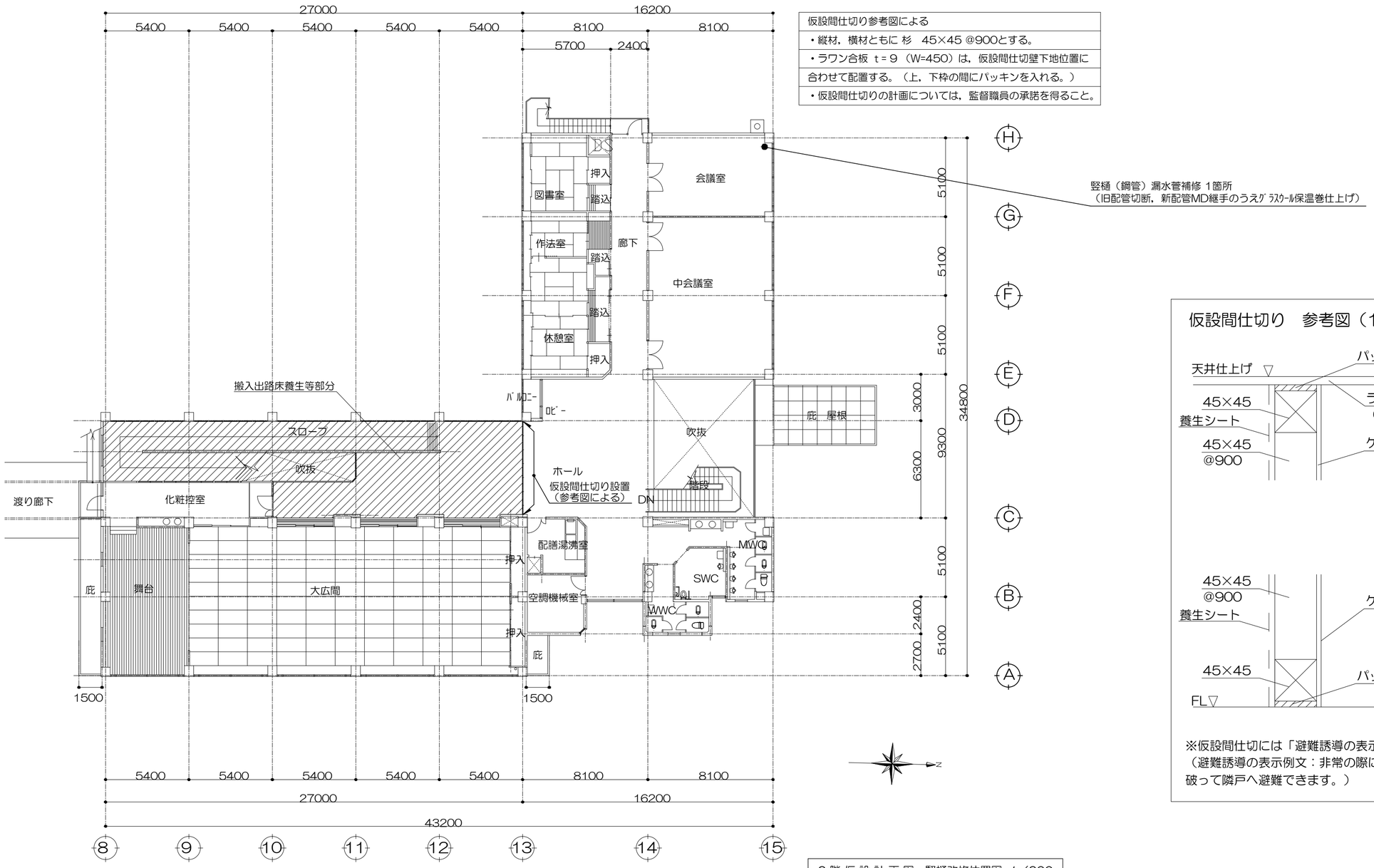

2 階 仮 設 計 画 図・竪樋改修位置図　1／200

仮設間仕切り　参考図（1/100）

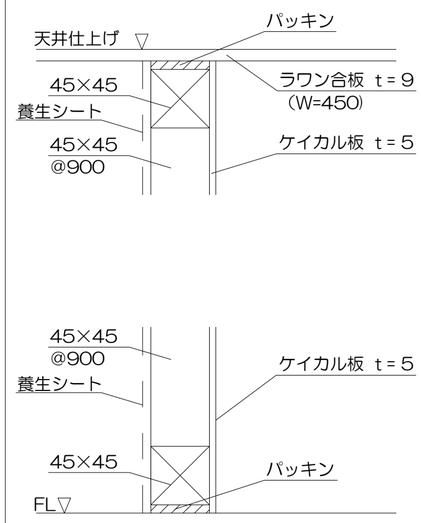

※仮設間仕切には「避難誘導の表示」をすること。
（避難誘導の表示例文：非常の際には，この壁を破って隣戸へ避難できます。）

〈Title〉	〈Drawing Name〉	〈Scale〉	〈Year〉	〈No〉
鈴鹿市社会福祉センター改修工事	2階仮設計画図・竪樋改修位置図 仮設間仕切 参考図		平成30年度	A-6

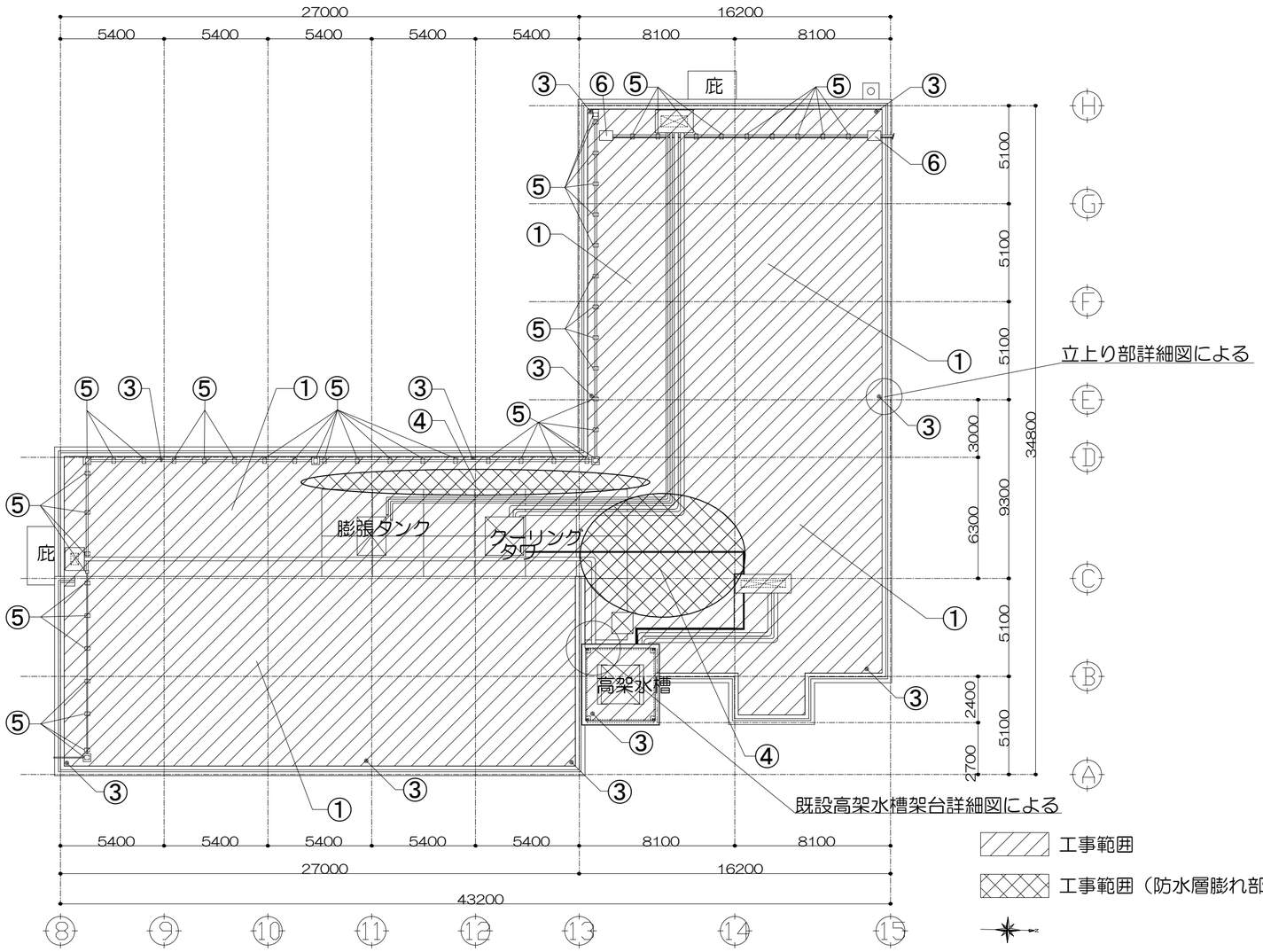

屋 根 伏 図 1／200

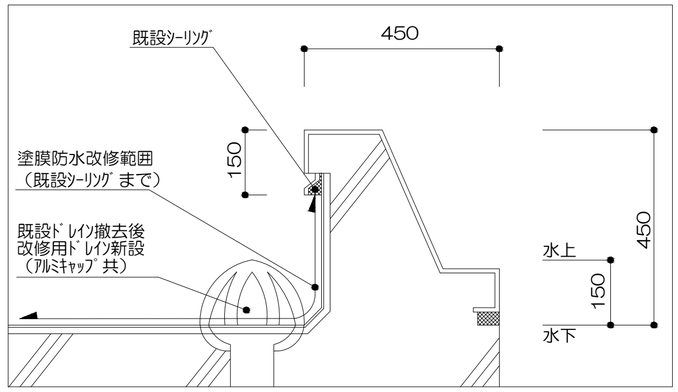

立 上 り 部 詳 細 図 1／50

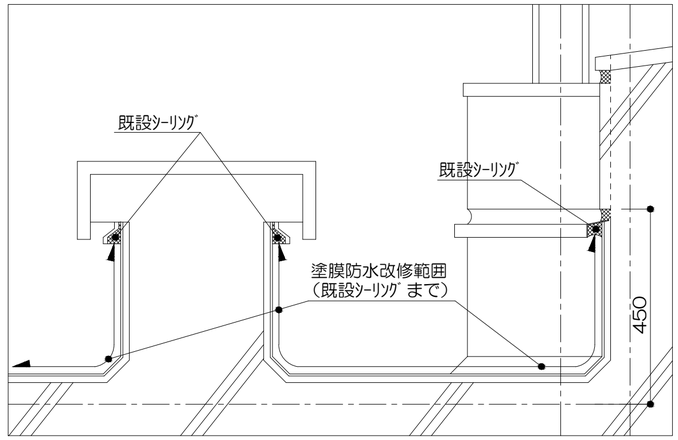

既設高架水槽架台詳細図 1／50

工事概要

部 位	工事項目
①平場改修	既設塗膜防水層 高圧水洗（10～15MPa 水洗い程度）のうえｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水新設
②立上改修	既設塗膜防水層 高圧水洗（10～15MPa 水洗い程度）のうえｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水新設（既設ステンレス笠木まで塗布）
③ﾄﾞﾚﾝ改修	既設ﾄﾞﾚﾝ皿撤去,改修用ﾙｰﾌﾄﾞﾚﾝ（ﾀﾃ）新設(ｱﾙﾐｷｬｯﾌﾟ共)１１箇所
④防水層補修	既設塗膜防水層ふくれ部 撤去，補修（ｶﾁｵﾝ性樹脂ﾓﾙﾀﾙ補修）（3㎡程度）
⑤設備架台	既設配管架台足場 取外し，塗膜防水新設後復旧
⑥高圧設備架台	高圧電線ﾎﾞｯｸｽについては動かさず架台足廻りﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系ｼｰﾘﾝｸﾞのうえ塗膜防水塗り込み
その他	昇降用足場を設置すること（位置等については監督職員と協議の決定すること） 工事関係者以外が足場内に侵入しないよう安全に十分配慮し，昇降用足場に ガードフェンスを緊結すること 屋上工事範囲は,転落防止のための安全対策を行うこと

※既設 塗膜防水は，アロンコートSQ-S-RC（非歩行）工法（東亜合成化学工業 株式会社）

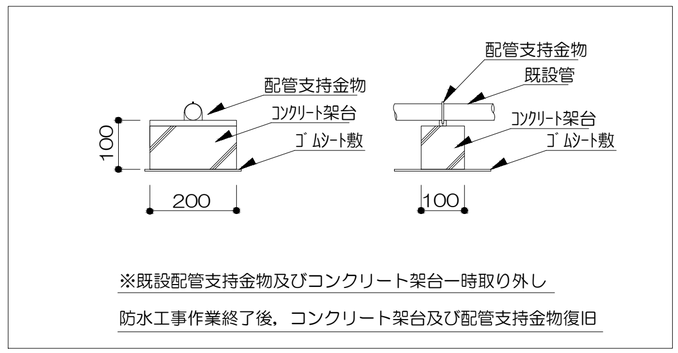

設 備 架 台 詳 細 図 1／50

〈Title〉	〈Drawing Name〉	〈Scale〉	〈Year〉	〈No〉
鈴鹿市社会福祉センター改修工事	屋根伏図・立上り部詳細図 既設高架水槽架台詳細図・設備架台詳細図		平成30年度	A-7

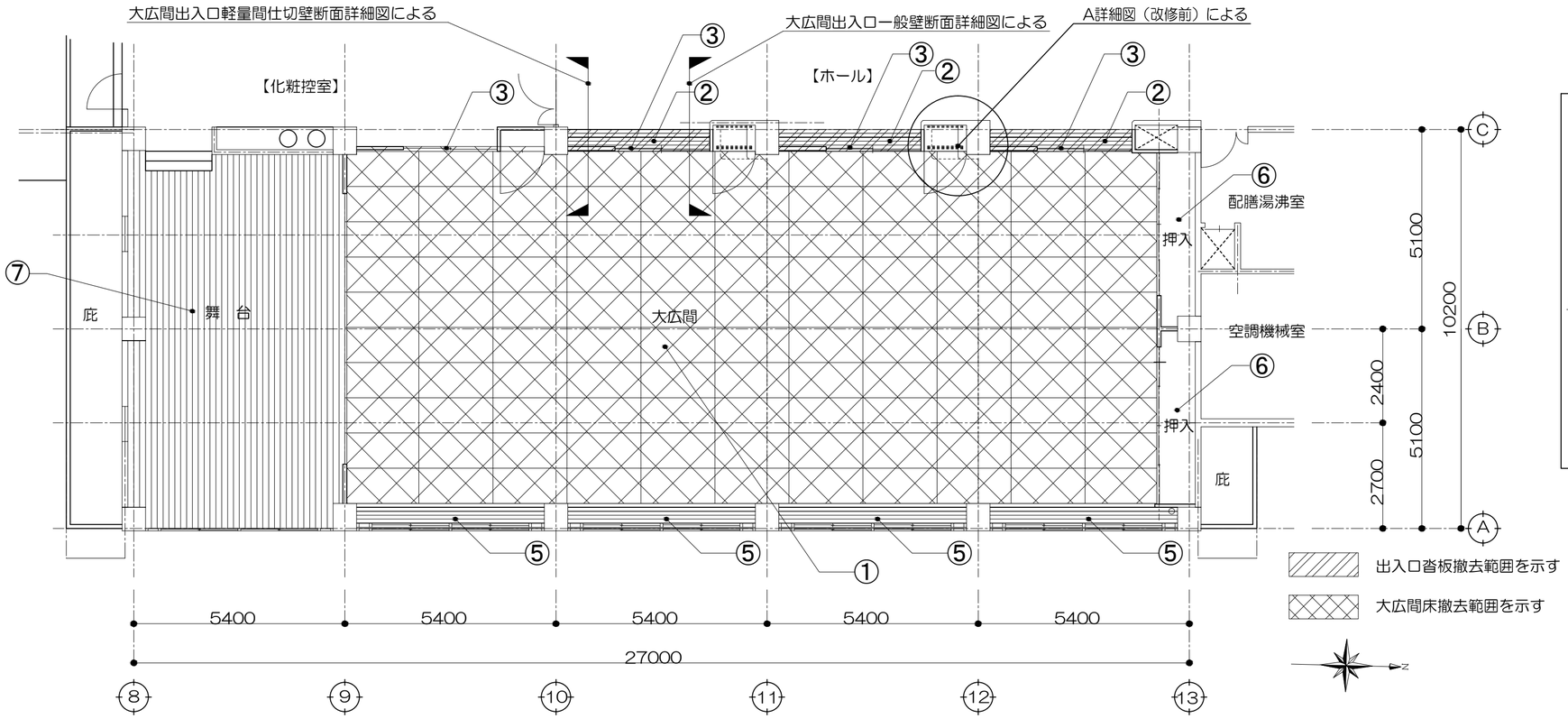

2階大広間撤去平面図 1／100

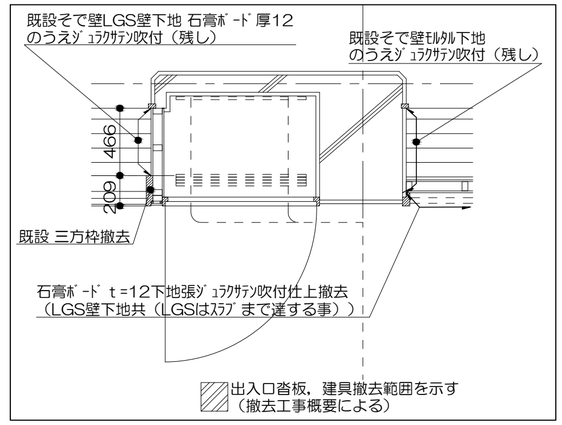

A詳細図（改修前）1/30

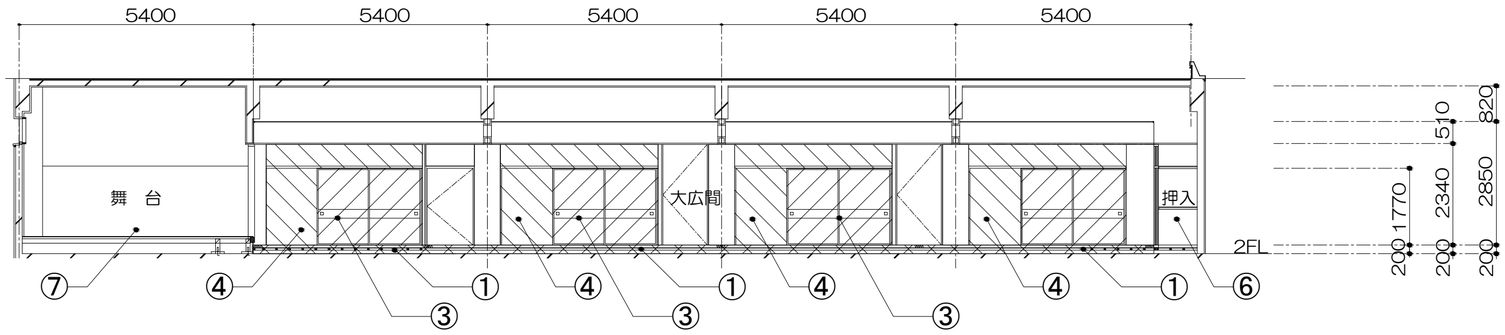

2階大広間撤去展開図 1／100

出入口建具撤去範囲を示す

大広間壁撤去範囲を示す

大広間床撤去範囲を示す

撤去工事概要

部　位	撤去項目
①床撤去	既設木造床組み（大引，根太，下地合板共），畳撤去
②出入口沓板撤去	既設沓板，木製幅木，木造床組み，撤去
③出入口建具撤去	既設木製2本引フラッシュ戸撤去（木製3方枠，敷居撤去共）
④既設壁撤去	石膏ボードｔ=12下地張，ジュラクサテン吹付仕上撤去（LGS壁下地共（LGSはｽﾗﾌﾞまで有））
⑤東側縁側	既設縁側床化粧合板残し（木造床組み共）
⑥北側押入れ	北側押入れ残し（木造床組み共）
⑦南側舞台	舞台残し（木造床組み共）

〈Title〉	〈Drawing Name〉	〈Scale〉	〈Year〉	〈No〉
鈴鹿市社会福祉センター改修工事	2階大広間撤去平面図 2階大広間撤去展開図・A詳細図（改修前）		平成30年度	A-8

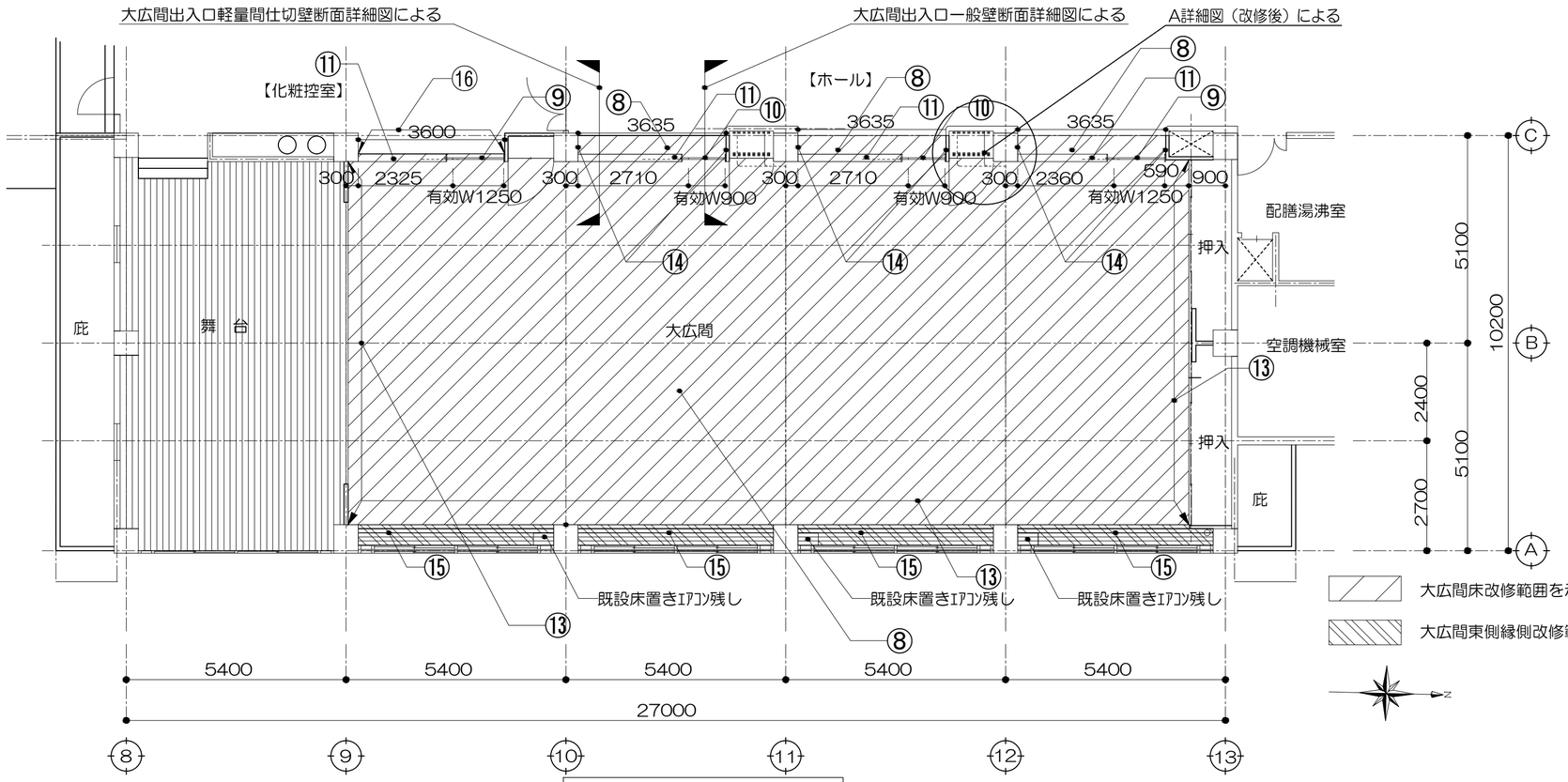

2階大広間改修平面図 1／100

大広間床改修範囲を示す

大広間東側縁側改修範囲を示す

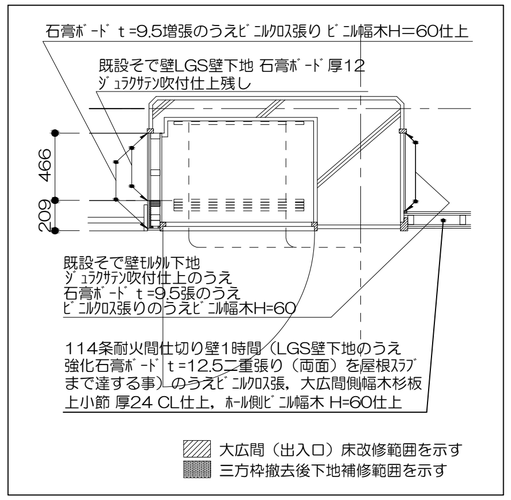

A詳細図（改修後）1/30

114条耐火間仕切壁1時間改修範囲を示す

建具壁改修範囲を示す

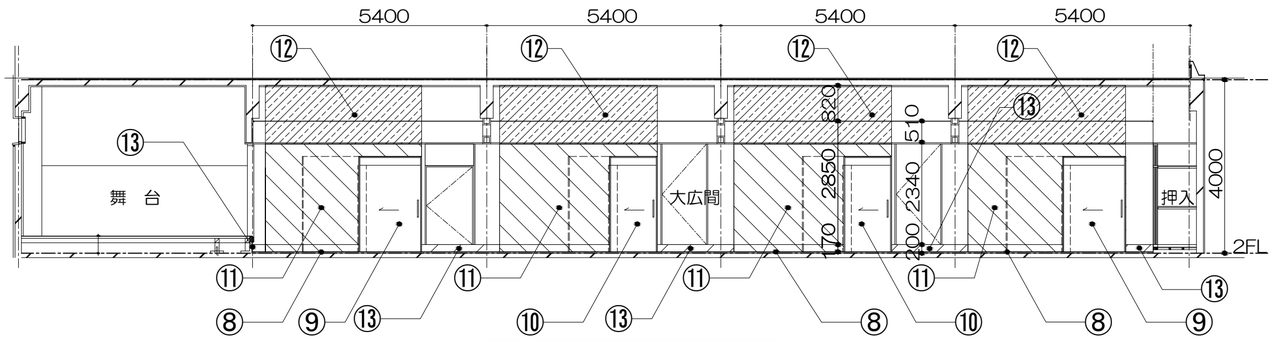

2階大広間改修展開図 1／100

改修工事概要

部 位	改修項目
⑧床改修	既設床ｺﾝｸﾘｰﾄのうえﾓﾙﾀﾙ塗 t=28下地のうえﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ t=2.0張り（熱溶接工法）（木目柄とする）
⑨LSD 1新設	LGS開口部補強65形，自閉式片引き軽量ハンガードア新設（※建具図参照）
⑩LSD 2新設	LGS開口部補強65形，自閉式片引き軽量ハンガードア新設（※建具図参照）
⑪建具壁改修	壁 114条 耐火間仕切り壁1時間（LGS壁下地のうえ強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5二重張り（両面）を屋根ｽﾗﾌﾞ まで達する事）のうえﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張，幅木 杉板上小節 厚24 CL仕上（ﾎｰﾙ側 ﾋﾞﾆﾙ幅木H=60）
⑫建具壁上部改修	既設壁下地114条 耐火間仕切り壁1時間（LGS壁下地のうえ強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=12.5二重張り（両面））を屋根スラブまで達する事
⑬壁幅木新設	壁 幅木 杉板上小節 厚24 CL仕上（舞台，東側縁側，押入れ下部共通）（断面詳細図参照）
⑭そで壁改修	既設そで壁石膏ﾎﾞｰﾄﾞ ｼﾞｭﾗｸｻﾃﾝ吹付仕上及び，壁ﾓﾙﾀﾙ塗ｺﾃﾞｼﾞｭﾗｸｻﾃﾝ吹付仕上のうえ石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t=9.5張のうえﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ張りのうえﾋﾞﾆﾙ幅木H=60（三方枠撤去部分下地補修共）
⑮東側縁側改修	既設縁側床化粧合板のうえﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ t=6 ｳﾚﾀﾝ塗装仕上（既設床置きｴｱｺﾝ残し）
⑯化粧控室側改修	化粧控室側 LSD1新設箇所一部①床撤去後，下地補修を行い⑪⑬改修とする

【 建 具 図 1/50 】

記号数量	1 LSD 2	2 LSD 2
種別方式	自閉式片引き軽量ハンガードア	自閉式片引き軽量ハンガードア
形状寸法	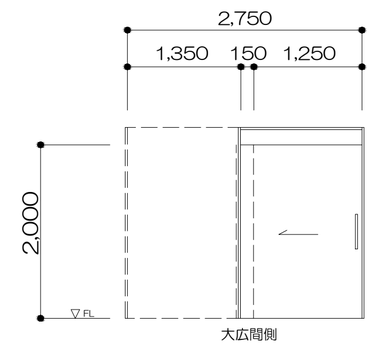	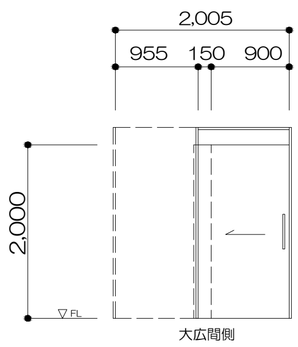
使用場所	大広間	大広間
仕上見込	化粧鋼板　枠：135，ドア：40	化粧鋼板　枠：135，ドア：40
硝 子		
金 物	引き棒，引戸錠（非常開装置付） 大型サムターン，付属金物一式	引き棒，引戸錠（非常開装置付） 大型サムターン，付属金物一式
備 考	戸袋ボード納まり	戸袋ボード納まり

〈Title〉	〈Drawing Name〉	〈Scale〉	〈Year〉	〈No〉
鈴鹿市社会福祉センター改修工事	2階大広間改修平面図・A詳細図（改修後） 2階大広間改修展開図・建具図		平成30年度	A-9

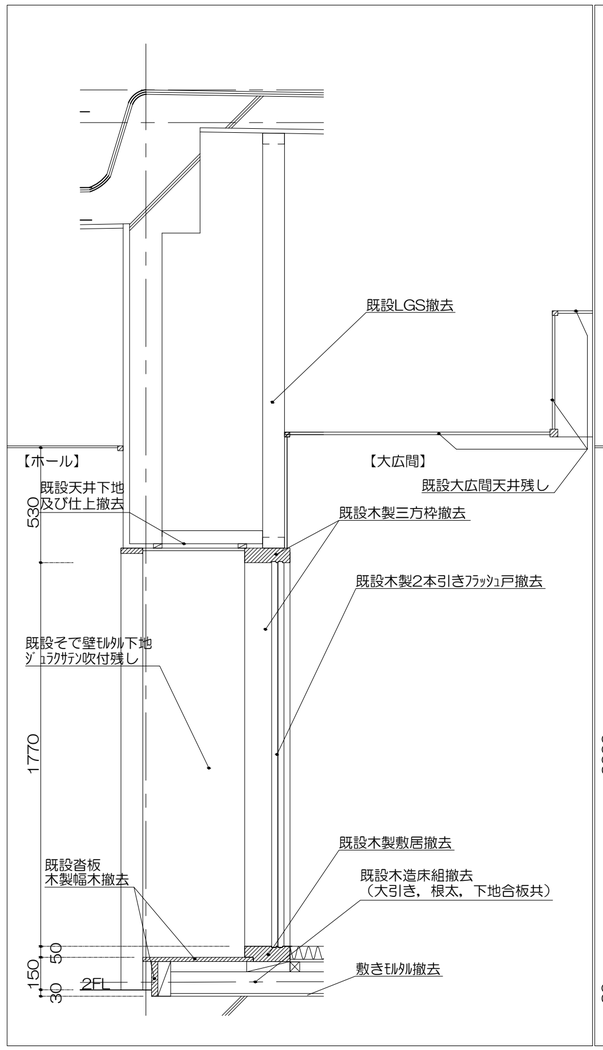

改修前

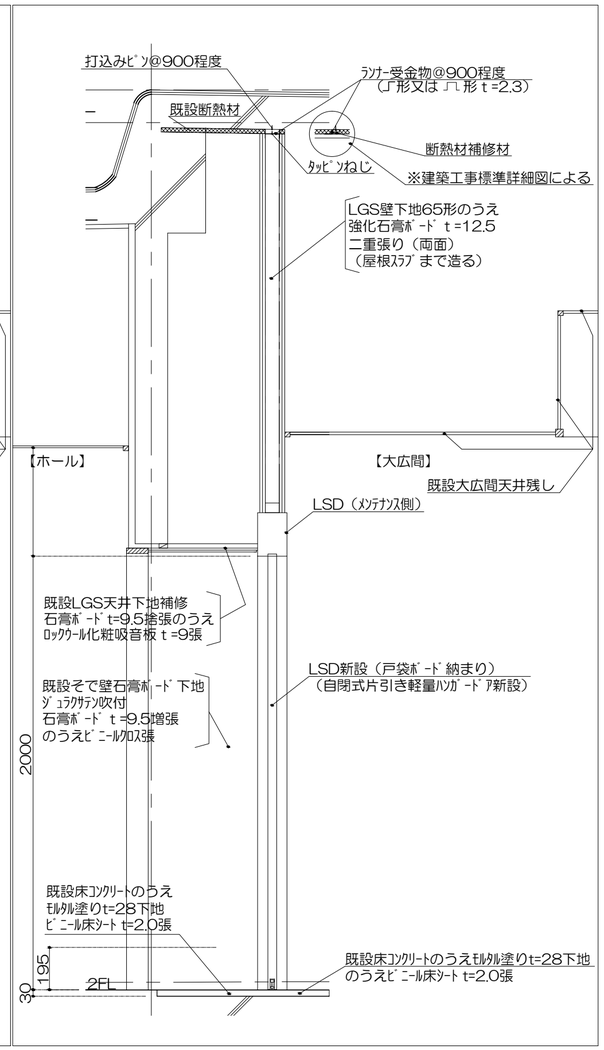

改修後

大広間出入口軽量間仕切り壁断面詳細図

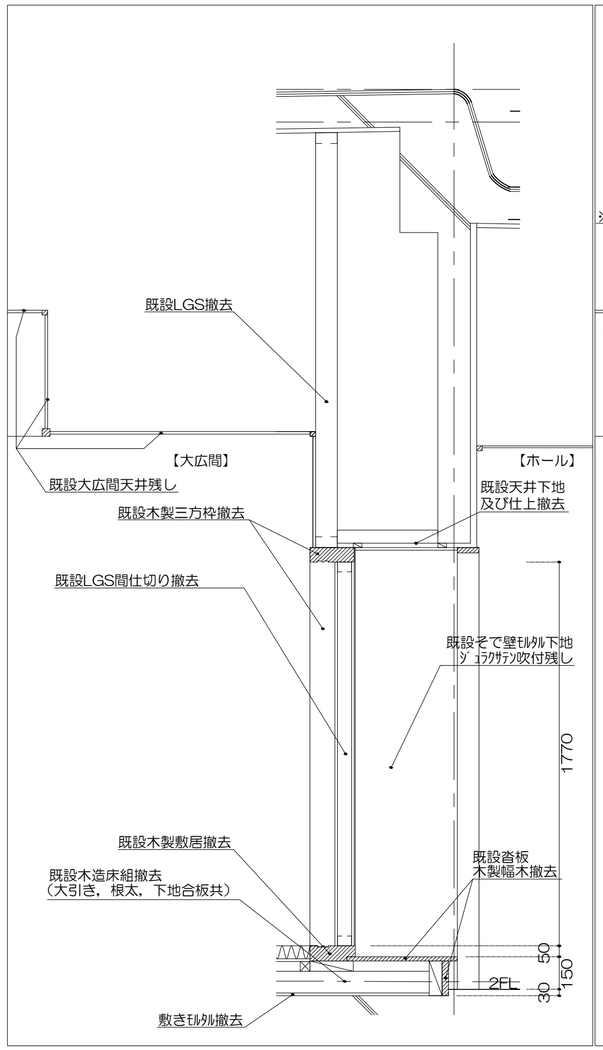

改修前

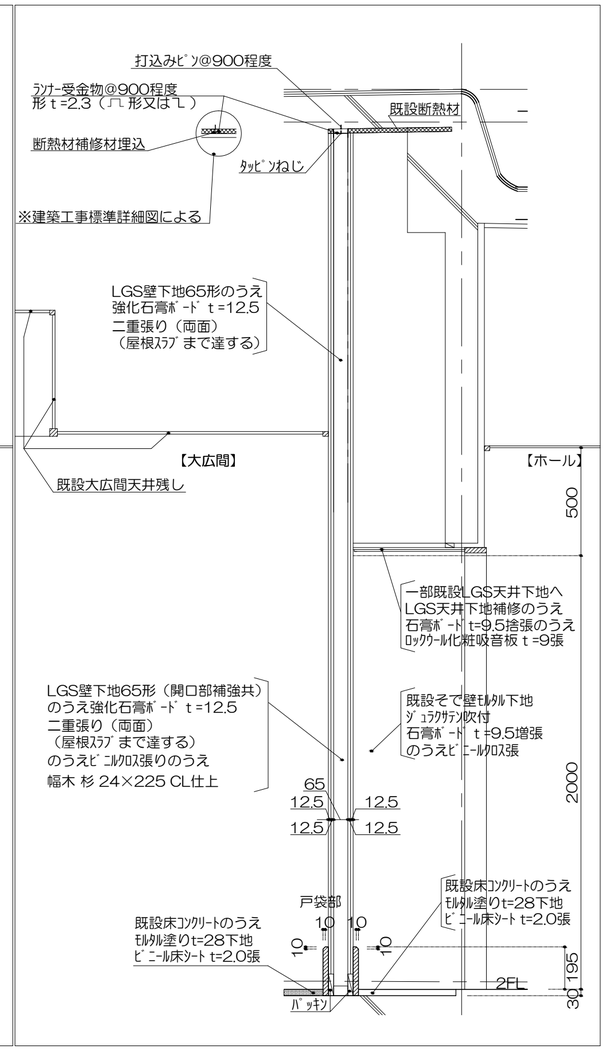

改修後

大広間出入口一般壁断面詳細図

〈Title〉	〈Drawing Name〉	〈Scale〉	〈Year〉	〈No〉
鈴鹿市社会福祉センター改修工事	各 断 面 詳 細 図 ①	1/20	平成30年度	A-10

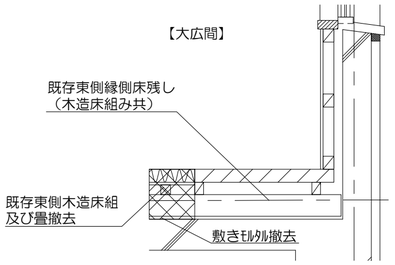

改修前

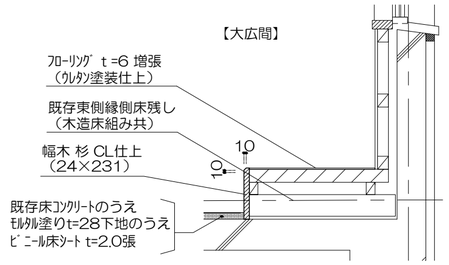

改修後

東側縁側床断面詳細図

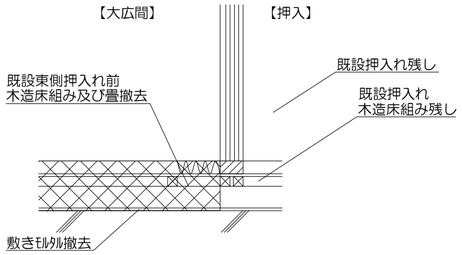

改修前

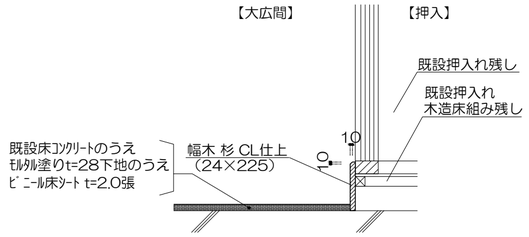

改修後

北側押入れ側断面詳細図

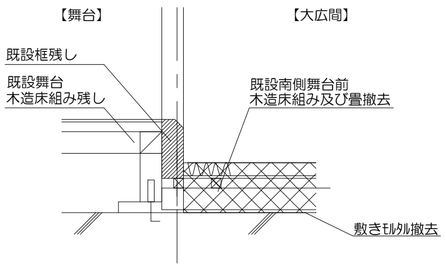

改修前

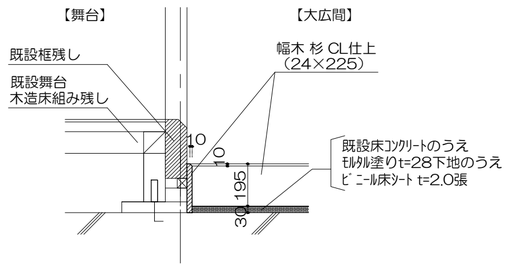

改修後

南側舞台断面詳細図

〈Title〉	〈Drawing Name〉	〈Scale〉	〈Year〉	〈No〉
鈴鹿市社会福祉センター改修工事	各断面詳細図②	1/20	平成30年度	A-11

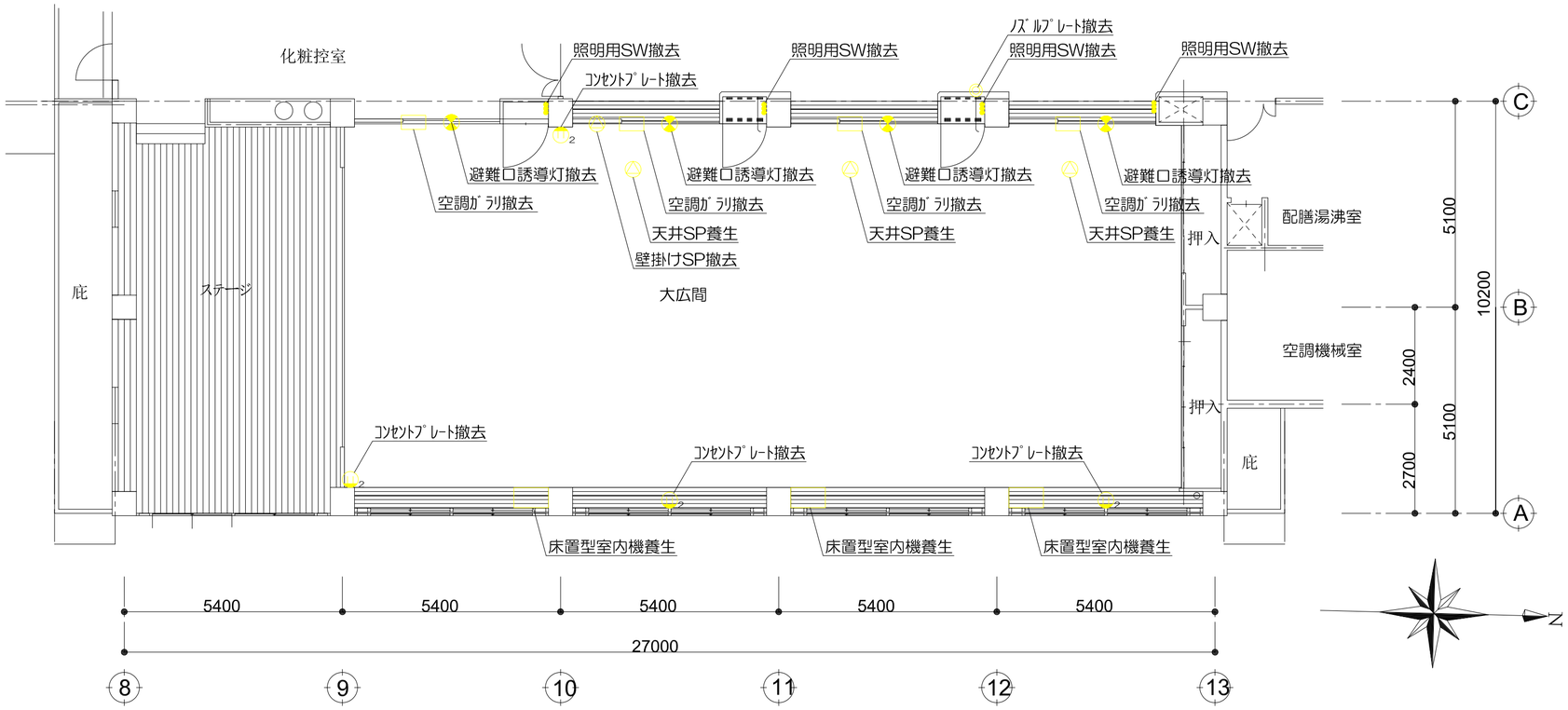

改修前　平面図

※ｽｲｯﾁ・ｺﾝｾﾝﾄについては，打ち込み配管のため，撤去時には，十分注意し撤去を行うこと。
撤去時に不具合・不都合等があった場合，監督職員と協議を行い，撤去・改修方法を決定すること。
※誘導灯撤去に伴い，蛍光管・安定器等は，水銀使用製品産業廃棄物とし，適切に処分すること。

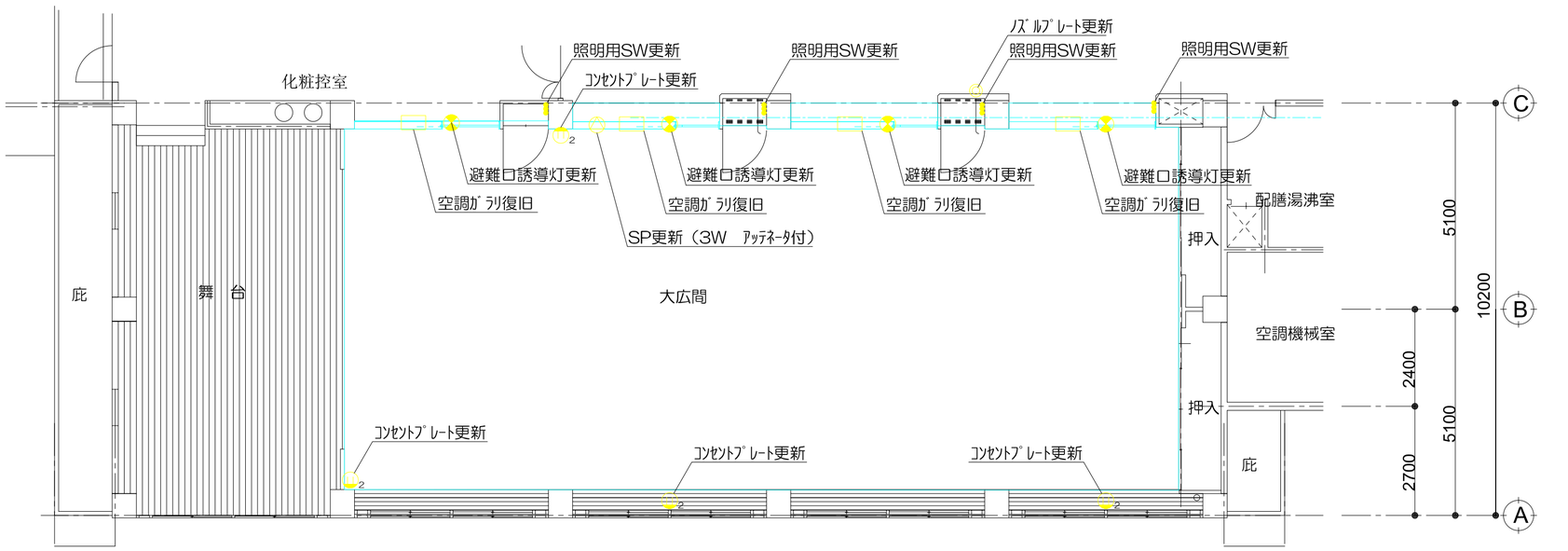

改修後　平面図

機器参考図

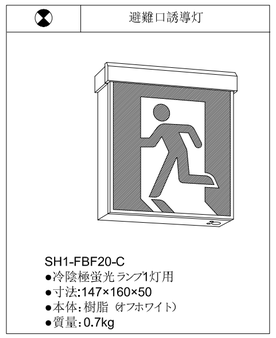

※避難口誘導灯については，事前に消防と設置場所
設置サイズの協議を行い，決定すること。

〈Title〉	〈Drawing Name〉	〈SCALE〉	〈YEAR〉	〈NO〉
鈴鹿市社会福祉センター改修工事	照明・誘導灯設備平面図	1／100	平成30年度	E-1